(様式第1号)

平成26年度 第7回芦屋市子ども・子育て会議 会議録

日時	平成27年3月31日(火) 13:30~14:30
場所	あしや市民活動センター 会議室C・D
	(芦屋市公光町5番8号)
出 席 者	会 長 大方 美香
	副 会 長 寺見 陽子
	委 員 下岡 きみ代
	委 員 飯田 眞美
	委 員 金光 文代
	委 員 山本 眞
	委 員 安里 知陽
	委 員 有馬 直美
	委 員 友廣 剛
	委 員 加納 多惠子
	委 員 半田 孝代
	委 員 守上 三奈子
	委 員 三柴 哲也
	委 員 藤原 寛子
	委員 北川 知子
	委員三井 幸裕
	欠席委員 末谷 満
	欠席委員 橋本 亮一
	欠席委員 英 真希子
	大席委員 伊田 義信
	事務局
	こども政策課長 宮本 雅代
	こども政策課主幹 中塚 景子
	こども政策課係長 田中 孝之
	こども政策課主査 阿南 尚子
	こども政策課主査 津村 直行
	こども政策課主査 山中 朱美
	こども政策課主事 井村 元泰
	芦屋市子ども・子育て会議関係課
	こども・健康部健康課長 越智 恭宏
事務局	こども・健康部こども政策課
会議の公開	公開

傍聴者数

2人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2)会議運営上の説明

<議題>

- (1) 芦屋市特定地域型保育事業の認可について
- (2) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認について
- (3) 今後の「子ども・子育て会議」の持ち方
- (4) その他
 - ・子ども・子育て支援新制度における新規事業について(就学前カリキュラム)
 - ・記念講演会の告知

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

資料1 小規模保育事業認可に係る意見の聴取について

資料2 小規模保育事業等の設備及び運営に関する基準と考え方

資料3 芦屋市小規模保育事業 最低基準調書

資料3-2 各小規模保育事業の図面

資料4 教育・保育施設及び地域型保育事業に係る確認について

資料5 芦屋市家庭的保育事業等認可等規則(案)

3 審議経過

<開会>

(1) 開会の挨拶

【事務局から開会の挨拶】

(2) 会議運営上の説明

【事務局より会議の運営等について説明】

(3) 資料の確認

【事務局より資料確認】

<議事>

(1) 芦屋市特定地域型保育事業の認可について

【事務局より資料説明(芦屋市特定地域型保育事業の認可について)】

- (友廣委員) 質問が二つあるのですが、一つは芦屋打出プリメールです。こちらの遊戯場が公園になっているのですが、打出広場公園というのが地図上で探せず、どのような位置関係かわからなかったのですが、行き来するときに危険がないかそのようなところが聞きたいです。地図上ではどこになりますか。
- (事務局津村) 基本的にはあまり危険はないものと考えております。ちょうど施設がある南側に位置している広場ですが、中央部分に何もないような状態で利用が可能ですので、特に問題はないと思っております。
- (大方会長) 場所とその公園の間の安全のことを聞かれていると思います。移動に関して も危なくないということですか。
- (事務局津村) 場所は阪神打出駅の少し東から下ったあたりの43号線へ出る途中というところですので、車の行き来はそれほどないのではないかということと、大きな道路を渡るということはありませんので、いずれも安全かと思います。
- (友廣委員) 芦屋打出プリメールは連携施設から給食を搬入するとなっているのですが、 搬出されるのは芦屋川ナーサリーから搬出されるのか山手ナーサリーからか分 からないですが、搬出側の方はこれまでも搬出ということを行っていましたか。
- (事務局津村) これまで搬出していたということはありません。ただ、今回の小規模保育事業については、宗教法人光聖寺が運営されますが、関連の社会福祉法人が運営している施設から搬出します。
- (友廣委員) 搬出となったときに、これまでやっていなかった場合は、私もよく知らないのですが、そこは工場としての扱いになってしまうのではないですか。
- (事務局津村) 今回のように自園調理でなく搬入をしていく場合についてですが、限られた 法人からしか調理を搬入できないということになっており、基本的には一つは 社会福祉法人、それも社会福祉事業を行うところから搬入するということにな りますので、ご指摘のようにはならないと考えております。
- (友廣委員) 別の話ですが、中学校給食をやる時の業務のなかで親子方式をやろうとした ときに、例えば、既存で給食をやっている学校から、他のところに出すときは、 そこは工場になってしまうので、難しいという話がありましたが、そのような ところはクリアされましたか。
- (事務局津村) 法の中で小規模事業保育所についての搬入を認めているケースというのは、 先ほども申し上げましたように、保育所等の社会福祉事業であるため、例えば、 高齢者の施設のような場所からも搬入は可能ということになるのではないかと 思っています。
- (友廣委員) 私もよく知らないのでこれ以上言いませんけれども、建築基準法上はよくないのではないか、という話がありました。
- (大方会長) 小規模保育事業に関してはかなり緩やかに、限りなく規制緩和が行われているという感覚はありますので、ご指摘されたことは小規模に関しては今回かなり規制が緩和されているというように理解したほうがよいかもしれません。それから、開設されてからですが、衛生上の問題や雨の時の搬入・搬出等は園もおそらく気を使われることになると思いますので、その辺りを意識しておかないと、途中で何か混入したり、ひっくり返したりということがないように事業所には気を付けていただく必要があると思います。
- (事務局津村) お手元にはお配りしておりませんが、蓮美幼児学園からは、管理規定をお預かりしており、その中で食事の提供という項目があります。短い文面ですので読

まさせていただきますと、「連携保育施設である蓮美幼児学園芦屋川ナーサリーから給食を専用車で搬入します。衛生面は保温・保冷を確保するため特別なケースを用い、3時にはおやつも同じように提供します。」という文章が管理規定の中にあります。

- (大方会長) 搬入をしていらっしゃるところは他でも既にたくさんあると思いますが、ここで認可した以上、何もないことを切に祈りたいと思いますので、念には念を。 先ほどの公園のことも、今回かなり規制緩和が行われていて施設内の園庭でなくてもよいという形になっていますが、ちょっとした移動の中でも飛び出したりなど、事故がないということは、園が一番気を使われることですが、ここで認可したことがよかったと思いたいという気持ちはみんな同じだと思いますので、よろしくお願いいたします。他にご質問等ございますでしょうか。
- (2) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認について

【事務局より資料説明(芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認について)】

(大方会長) ありがとうございました。結果的には、待機児童が解消できるイメージになるのでしょうか。

そうですね、それがちょうど私どもが今後の計画を進めていく中での大きな (事務局宮本) 数のポイントなのですが,今日ちょうどお手元に,計画書をお配りしております ので、参考に74ページ、第5章の教育・保育の提供体制の部分の表の1番上、市 全域で見てください。74ページの27年度の教育・保育の提供体制の確保という中 では、1号認定こどもが3歳と4歳で分けておりますが、資料4を見ていただき ますと、今1号認定こどもが1,720人の定員になったことが分かります。従って、 数的にはニーズ量を満たしているわけですが,ここが3歳と4歳で少し分布に偏 りがありますので、この部分は一定3歳児の受皿の確保というのが今後必要にな ろうかと思います。この場合、今確保はされておりませんが、芦屋市の場合は3 歳児の教育に対応する幼稚園が市内には限られておりますが,市外にたくさんあ りますので、そちらで充足されているということになります。保育のニーズとい う部分で見ますと2号、3号の数になりますが、2号の右側の教育希望が強い方 を除いて保育、純然たる保育が必要なニーズとしましては625人ですので、2号 認定こどもが665人ということになりますと、ある程度の保育ニーズの部分にお いては数が合っているということなのですが、これもやはり、3歳、4歳、5歳 と年齢別に見てみますとそれぞれ偏りが出てきますので、その部分は今後の修正 が必要となります。そして、3号認定こどもを見ていただきますと、こちらは0 歳が111人で提供量の定員が102人ですので、かなりニーズに近い数が確保できて いるということがお分かりいただけると思います。また、1・2歳につきまして は、ここが一番顕著ですが、ニーズが633人に対してこの4月1日では355人です ので、この部分で1・2歳の待機はまだまだ確保されていないということで、先 ほど申し上げた小規模保育事業を加速度的に整備していく必要があるというこ とになります。したがって、待機児童の解消ということでは、まだ27年度はスタ ートしたばかりですので、29年度ということを一定の目標においておりますが、 今見ましたように1・2歳の解消だけすれば、全てうまくいくかと言いますと3 歳の時の壁があり、また4・5歳の時に円滑にそれが流れていくというような形 を整えていく必要がありますので、その整備につきましては今後また、この子ども・子育て会議や、別の検討の場で進めていきたいと思っております。この表の見方と今後の計画の推進の関連性は以上の通りです。

(大方会長) ありがとうございました。何かご質問やご意見はありますか。

(友廣委員) 計画全体の質問でよいですか。全体の質問ではないのですか。

(事務局宮本) 今は確認の数の部分での説明ということで計画書を使わせていただきました。 もし、お時間がありましたら後で質問を受ける、ということでよろしいでしょうか。

(大方会長) 愛光幼稚園は明日から認定こども園が始まります。何かと大変かと思いますが、2号認定の子どもは18名ですか。

(山本委員) まだ今年度は10名です。

(大方会長) 分かりました。

(3) 今後の「子ども・子育て会議」の持ち方

【事務局より資料説明(今後の「子ども・子育て会議」の持ち方)】

- (大方会長) ありがとうございました。まずは、新年度のスケジュールのことと、今部会 に対するご提案ということでしたが、何かご意見等ございますでしょうか。
- (事務局宮本) 今後, 部会という形でこの認可の確認というのをご協議いただいて, それを一定結論としてまとめて, 子ども・子育て会議には資料配布であるなど, 事後の報告としてはどうかと考えております。今日もこれだけのみなさんにご参集いただいたわけですが, 認可確認ということは開設の前にタイムリーに, 随時開いていかなければいけない作業ですので, それについて早くに招集して, 早く開催するということが望ましいと思いますので,もう少しフットワークの軽い集まりはどうかと考えています。
- (友廣委員) 広い意見を聞くというときは、たくさんの方に意見を言ってもらい、聞いて もらいやっていくということですね。
- (大方会長) 他にご意見等ございますでしょうか。子ども・子育て会議そのものがなくなるわけではなく、本年度はありませんでしたが、支援事業部会や基準検討部会など、一応原案をつくる部会が一昨年はありましたが、それを子ども会議に持ってきて、もう一度承認を得て、という形をとってきたのと同じような形をご提案いただいているというようにお考えください。最終決定は親会になるということです。
- (寺見副会長) よいと思います。おそらく、そうなされたくて急にこの会議を開かれたのだと、 今ご説明をお聞きして分かりました。そのようにされたほうがよいかと思いま す。
- (有馬委員) もう一度伺いたいのですが、保護者の枠は幼稚園関係1人ですか。
- (事務局宮本) 今の幼稚園関係というのは、保護者ではなく事業者から出ていただく形で考えています。保護者の声を聞くということも、もちろん必要なのですが、その場合のメンバーとして、保育所の保護者、幼稚園の保護者あるいはそれ以外の保護者という枠も今後は当然出てまいりますので、それらを代表でまとめて、市民の方の声というようにまとめてはどうかというのが事務局の考えです。

(有馬委員) 市民の枠は1名ですか。

(事務局宮本) 1名です。あくまでも今5人という想定で申し上げていますので、前の事業 部会はちょうど20人の委員さんを二つに分けまして、10人、10人という形で任命 させていただきました。10人くらいの枠であれば、それなりの規模で色々な意見 を聞くことができ、それほど収集が難しくないということであれば人数を増やすというご意見もいただければ結構かと思います。

(有馬委員) 市民の代表が1名は少ないと思うのですが。

(大方会長) 加納委員や半田委員はいかがですか。

(半田委員) 多ければよいというものでもなく、回数も多ければよいというものではありません。市民の意見は、例えば保育園の人は保育園の先生に意見を伝え、幼稚園の人は幼稚園の先生に意見を伝えるようにしたものですり合わせてはどうでしょう。回数が多くなると、なかなか集まる日にちが難しいと思います。

(大方会長) 守上委員はどうでしょうか。ご意見等ございますか。今, 部会のことで二択のようなことになっておりますが。

(半田委員) 幼稚園の先生や保育園の先生に出ていただくという案なのですが、その先生がまた、そこの抱えている保護者の意見を吸い上げてもってくるというようなことは難しいですか。

(下岡委員) 難しいと思います。

(大方会長) 幼稚園のことそのものでもないですからね。また一から全部説明しなければ いけない。

(下岡委員) それをするなら、保護者会等の方が出るほうがよいかと思います。代表者に 託して代表者がまとめて持ってくるのは難しいと思います。

(半田委員) 市民が直接出たほうがよいということですか。

(下岡委員) それをまとめて持ってこないといけないというのが難しいかと思います。

(大方会長) 園長先生が持ってくるのは難しいと、幼稚園だろうが保育所だろうが。

(半田委員) 市民が直接出たほうがよいですか。

(有馬委員) 実際に使用するのは市民なので、市民の声は本当に複数聞いたほうがよいのではないかと思います。

(半田委員) 専門部会,確認部会という,開催のあり方ですよね。

(大方会長) そうです。 5人ぐらいで部会をつくって親会に持っていったほうが回数が増えるのでそのほうがよいのではないかというのが事務局の案で、その5人のメンバーに市民が今1人なので、2人入ったほうがよいのではないかというのが今の意見です。

(事務局宮本) 補足ですが、この子ども・子育て会議で確認させていただくのは、今言いましたように、利用定員・認可定員がどれくらいのものか、それが計画とうまく 突合していっているかという部分が大切なことです。その施設自身のソフト面、ハード面というのは、これとは別途、選定委員会というところで事業者を募集したり、その内容を審査したりということがございますので、その場では保護者の意見というのは十分汲み取ることができるのです。ここでしいて言えば保護者の声というのを、市民の方にも代表していただくのであれば、市民目線というラインで市民の方を少し複数にさせていただくなど、融通を利かせたいと思います。

(有馬委員) 他で補うということですか。

(事務局宮本) そうです。ここだけで全てを決めるというものではございませんので。

(寺見副会長) 確認部会というのはおそらく,一応選定委員会のほうで決めたものをこれで

よいかどうかということを確認するだけの会議になるということだと思います。ですから、今おっしゃられた意味がとてもよくわかります。むしろ、そうされるのであれば選定委員会のほうを、おそらく選定をする場合に市民の方が入られるほうが意見の反映はしやすいと思います。確認部会というのは決定されたものがあがってきて、それを確認するための作業になると私は拝察するのですが。

(大方会長) 基準を決める、どこの園にするのか選ぶのは選考委員会です。

(寺見副会長) 確認部会はそこからあがってきたものを、これでよいかどうか確認してここの親会議へ出すための流れ作業をするところと私は理解しています。したがって、そこよりも、むしろ今おっしゃられていることは選定委員会等のほうに反映されるほうがよいかと私は思いましたが、事務局はどのように思われますか。

(事務局津村) 今回は芦屋市が募集をして、事業所を選考するという形を取りましたが、今後仮に基準を満たす施設が独自で整備を図りたいというような申し出があった場合、基本的には今回お示しした全体の事業計画と待機児童との状況を勘案して、それを受けるかどうかという問題が出てまいります。これについては先ほど申し上げた確認の多いということも含めて計画については、先ほどの確認部会の中で意見をいただいていくのではないかと思います。ただ、具体的にそこの施設が基準を満たしていても、芦屋市としての施設としてよいかどうか、これを判断するということについては寺見先生がおっしゃったように、事業者をどう選考するのかということについては選考委員会に委ねるということになります。

(有馬委員) わかりました。

(守上委員) すみません、寺見先生と概ね同じ意見でした。

(大方会長) よろしいですか。何か他にご意見はありますか。

(飯田委員) 部会の話で選定委員会と確認委員会があるということですが、先ほどの説明 だと選定委員会はしっかり選定する、確認部会はそれを確認するのみとなれば 確認部会の意味がないです。それは、行政で行ったらよいのではないかと思い ました。

(寺見副会長) みんなおっしゃることなのですが、形式は踏まなければいけないです。

- (事務局宮本) 子ども・子育て会議というのが、これからの子育て支援の施策の重要な付属 機関である、非常に重要な位置づけであるのですが、全てをここで一から諮る というのは、物理的にも難しいことですので、部会というものをうまく活用して、それが非常にスムーズに進むのであれば、あとは本体の会議でそれを報告する。その後、みなさんで情報や内容を共有していただき、きちんと手続きは 踏んでやってまいりますので、事務局案で少し進めていただければと思います。
- (大方会長) よろしいですか。それでは事務局案でということで、概ね今寺見先生のご意見もありましてご承認いただけたのではないかと思いますので、そのような形で部会のほうをよろしくお願いします。

(4) その他

- ・子ども・子育て支援新制度における新規事業について(就学前カリキュラム)
- ・記念講演会の告知

- (友廣委員) このシンポジウムの講演会の時間は何時からですか。ここに書いてないので すが。
- (事務局宮本) 1時半から4時でございます。盛りだくさんになりますが、子ども・若者計画もやはり0歳からを対象にした大きな幅広い計画になっておりますので是非ご参加ください。
- (下岡委員) 就学前カリキュラムは幼稚園の先生たちとともにすり合わせて、一緒に園長 先生と所長で確認し合いました。このカリキュラム策定のためだけにやってき たのではなく、今までやってきたことを、お互い全部すり合わせてできてきた ものなので、これが初めてではないということで、あまりにもこの臨時号の保 育所の定義が保育所のことをわかっていない書き方だと思いました。保育所と いうと0歳から5歳までの子がいる中で、保護者の就労等のために保育を必要 とする乳児または幼児を保護者に代わって保育を行うことだけを目的とすると なると,このカリキュラムを行っている保育所としては,位置づけが全然違う と思います。実際にこれを読まれて、保育所で教育をしていないのかというふ うに市が堂々と言っていると言われて、少し怒っていらっしゃるお母さんもお られました。この就学前カリキュラムは今までも行ってきたことであり、これ からも続いていくことなので,これから先も保育所・幼稚園・認定こども園の ことをいろいろ説明されるときの文章に関しては、読まれる保護者や保育所の 3歳から5歳のお子さん方の気持ちも汲み取ってあげてほしいと思います。も ちろんそこで働く職員も同様です。これはとても辛かったです。決して、代わ りでやっているだけではありません。もちろんそこの部分は大変大きいですが、 3歳から5歳に関してはカリキュラムに則って集団保育を行っており、集団教 育も行っておりますので、それだけよろしくお願いします。

(三井委員) 臨時号のどの部分ですか。

(下岡委員) 保育所が何かという吹き出し部分の説明です。実際,お母さんが「先生見た?」 と言って持ってきましたので,気持ちはわかるなと思いました。

(大方会長) 託児的なイメージに思われてしまいます。

- (下岡委員) もちろん昔はそうでしたし、その機能は併せ持っていてこそなので、それが 第一の目的ではありますが、新しい制度に向かっていっているのにこの書き方 では、少しニュアンスが違うかと思います。
- (守上委員) 少し外れる気はするのですが、このカリキュラムの4ページのところに地域での子育て支援というのがあります。子ども会で部屋を貸してもらいたいと思っても、貸してもらえないということがあり、自分では体験したことはなかったのですが、この園庭開放というのは子ども会等、地域の子どもたちに開かれてはいないのでしょうか。学校や集会所を使わせていただいているので別に困ってはいないのですが、幼稚園もそのような対象ではないのでしょうか。

(金光委員) 申請等していただければ、市の幼稚園は子ども会等に園庭をお貸ししています。コミスクに入っておられたら比較的随時使うことができます。

(守上委員) 使わせていただけるということですか。

(金光委員) 本園は年に1回ですが、子ども会が使われています。

(守上委員) 子ども会の人たちにそのような案内をしてあげてもよいということですか。

(金光委員) 園行事等により開放できる日とできない日がありますが、子ども会に限らず、 地域でも申請していただけたら、できるときは許可しています。 (守上委員) わかりました。

(大方会長) 事務局は今のことで何かありますか。

(事務局田中) 営利目的等のためにお貸しできないという制限はありますが、地域の方が子 ども会等で使っていただくことに関しては、施設や園長に相談していただいて、 市のほうと連絡を取ってお貸しすることは可能です。ご相談いただければと思 います。

(大方会長) 時間になってきましたが、友廣委員どうぞ。

(友廣委員) 今日いただいた資料を見ていたのですが、87ページのところに学童保育のニーズ量と提供量の一覧があるのですが、一応高学年が対象というようになっていますので、全体として見たときには、高学年のニーズには応えられていないので、これは学童としては待機児童が出ていると、ずっと5年間出ているという認識でよいのか、その解釈でよいのかということだけです。あと、この資料自体、中間まとめの後に一度修正が入ったと思うのですが、その時からまた変わっているようなところがいくつかあると記憶しているのですが、例えばその次の88ページの上の5行目の米印の文章というのは、3行ほど入っていたのかと記憶があやふやなのですが、確認したいです。

(事務局宮本) まず、待機があるかという87ページの下の表です。これは31年度までには待機を解消するという、その認識でよろしいでしょうか。

(友廣委員) 今までは学童に対しては、待機児童なしでお願いしてきましたと言ってましたが、今回高学年が入りましたので、それを含めると待機はあるということでよいですか。

(事務局宮本) そうですね。今はまだ待機が整備されておらず、受け皿が整備されていないため、それを既存の留守家庭児童会だけでなく、他の手法も考えながら放課後児童健全育成事業として取り組むことによってこの待機を解消していく、という方向で進めていくと思います。もう1つ文章につきましては、6回目の会議のとき若しくは、その前にも申し上げたかもしれないですが、中間まとめの後に全部を遂行いたしまして、簡単な字句の修正、あるいは言い回し等というのは事務局の責任の下で、変更させていただいております。ご指摘の88ページですが、アスタリスクのところは確かに追加させていただきました。と言いますのは、これも事務局の判断なのですが、一体型の放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室となりますと、それが合体してしまうという誤解を招くというご意見をいただきましたので、そこは一体型というものは、お互いが連携しながら、場所をお互い有効に使いながらという、そのような認識ですということを注意書きとして書いたもので、これは作語をしたものではなく、国の説明を引用したものでしたので、子ども・子育て会議に諮る前にこの計画書に入れさせていただきました。

(友廣委員) そうなると、これは追加ですね。この一体型の放課後児童健全育成事業及び 放課後子供教室の計画的な整備等を目指します。では、その一体型の説明が米 印になるのですが、この一体型の定義は、国のほうで変わってきたものなので、 本当に一緒のプログラムでという書き方ですが、一体型の定義はおそらく今は、 学校内でやっていれば一体型というような定義に変わったと思います。それは この前説明されていました。なぜ、ここはそうではない書き方をされたのか、 できたものを変えろとは言いませんが、おそらくそのような認識ではないかと 思います。

(事務局宮本) 一緒になってという部分が、少し当初の説明と違うというご指摘だと思うの

ですが。

(友廣委員) 一体型の定義が間違っています。

(事務局宮本) 一番新しい国の通知です。

(友廣委員) 一番新しいとしても年末等で、別によいです、これはもう変えようがないで すので。

(事務局宮本) 毎年の進捗あるいは評価の中で当然この事業自身が年度ごとにどのように変化していっているのかというのは、またこの子ども・子育て会議のみなさまと一緒に諮りたいと思います。その時にもう一度放課後子ども総合プランがどのような方向で動いているのか、あるいは放課後健全育成事業がどのように移行しているのか、またみなさまにお示ししていきたいと思いますので、一旦計画はこの形で市民のみなさまにもお示ししていきたいと思います。

(大方会長) ありがとうございました。

(三井委員) 先ほどの広報紙の保育所の説明の所なのですが、確かに以前からやっていると認識しておりますが、広報を出すときに、できるだけ国が使っている説明に合わせるというかたちで、「すくすくジャパン」が保育所の定義に、保育という形だけを説明されておりますので、あえて合わせたということです。このカリキュラムの中には、読んでいただければわかりますように、当然教育もやっておりますので、今やっている良さを引き継いで文章化をしようということが一つの目的なので、保育所の定義というものはもちろんおっしゃられているように、教育・保育をやっている施設です。

(下岡委員) 主旨はわかっていますが、よく見られる広報臨時号のことですので。

(三井委員) 広報臨時号では国の定義に合わせたという形です。

(大方会長) 国が手を加えているのは、法律上の学校教育法と児童福祉法に基づいて言葉 を使って変えているということで、実際の中身はもう整えてあるということで す。すくすくジャパンの書き方は、保護者がご覧になると誤解が生じます。

(下岡委員) 1,2人ではなく、そのような声が保護者にあがったということです。

(大方会長) 時間になってきていますが、事務局何か最後にございますか。

(事務局田中) 今回の議事録につきましては、まとまりましたら送付させていただきますの でご確認よろしくお願いいたします。最後に、今年度最後の子ども・子育て会議 ということで市長からご挨拶を一言させていただきたいと存じます。

【山中市長の挨拶】

(事務局田中) 事務局からは以上です。

(大方会長) 最後なので一言ずつと思ったのですが、ことのほか審議が盛り上がりまして 貴重なご意見をいただきました。何か一言まだ声を聞いていらっしゃらない方 お願いいたします。何もなければよいですが。

みなさん本当にお疲れさまでした。ご協力いただきましてお礼を申し上げます。3月31日まで会議がございまして、年度末何かとお忙しい中ご参集いただきましてありがとうございました。保育学会の実行委員長になっておりまして寺見先生にも随分会長代理をしていただきまして、行き届かない所もありましたが、貴重なご意見をみなさん活発に言っていただき、しゃんしゃんとした会議ではなかったことが一番良かったことかと思います。その分、事務局にはご無理を申し上げましてありがとうございました。これをもちまして第7回芦屋

市子ども・子育て会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

<閉会>